



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

目次	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*3 和歌山県農林水産業協同組合等検査規則	(農林水産振興課)	1
○ 告示		
203 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	6
204 道路の区域変更	(道路保全課)	6
205 道路の供用開始	( " )	6
206 道路の区域変更	( " )	6
207 "	( " )	7
208 道路の供用開始	( " )	7
209 電線共同溝を整備すべき道路の指定	( " )	8
210 住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(建築住宅課)	8
211 紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部)	10
○ 公安委員会告示		
6 運転免許取得者等教育を行う者の変更		14
7 運転免許取得者等検査を行う者の変更		14
○ 警察本部告示		
3 交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		14
○ 公告		
入札公告	(建築住宅課)	18
"	(警察本部)	21
○ 諸報		
入札公告	(警察本部)	24

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

和歌山県農林水産業協同組合等検査規則を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県農林水産業協同組合等検査規則  
(趣旨)

第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項から第5項までの規定、農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条第1項から第3項までの規定、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第1項から第5項までの規定及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項までの規定により知事が組合等に対して行う検査（以下「検査」という。）については、別段の定めがあるもの

のほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- (2) 農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村並びに同法第114条第1項の規定によりこれらの者から業務の委託を受けた者
- (3) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- (4) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会
- (5) 農業協同組合法第11条の19第1項第4号に規定する共済代理店並びに同法第93条第2項に規定する子会社等及び信用事業受託者
- (6) 森林組合法第110条第2項に規定する子会社等
- (7) 水産業協同組合法第15条の4第1項第4号に規定する共済代理店並びに同法第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者

（検査従事職員証）

第3条 知事は、検査に従事する職員（以下「検査従事職員」という。）に、検査従事職員証（別記様式）を交付するものとする。

2 検査従事職員は、検査を行う場合には、検査従事職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（検査事項）

第4条 検査は、業務運営の状況又は資産及び負債並びに損益の状況について行うものとする。

（検査の方法）

第5条 検査は、組合等の事務所、事業場、倉庫その他検査を行う必要があると認める場所における実地の検査（以下「立入検査」という。）、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）の検査又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。

（検査基準日及び検査の範囲）

第6条 検査の基準となる日は、検査に着手した日の直前の組合等が業務を行った日とする。ただし、当該日に残高試算表が作成されていない場合その他やむを得ない事由があると認められる場合は、別に定める日とすることができる。

2 検査は、前項に規定する検査の基準となる日（以下この項において「検査基準日」という。）の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務又は会計の状況について行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務又は会計の状況についても、検査を行うことができる。

（無通告検査の原則）

第7条 検査は、あらかじめ通告をしないで行うものとする。ただし、あらかじめ通告が必要と認められる場合は、この限りでない。

（検査通知書の交付）

第8条 検査従事職員は、検査に当たっては、理事、取締役その他の組合等の責任者に対し、当該検査に係る検査通知書を交付しなければならない。

2 前項の検査通知書には、検査の方法、検査の根拠となる規定、検査の期間、検査責任者（検査従事職員のうち当該検査の責任者をいう。）の職氏名その他必要と認められる事項を記載するものとする。

（執務時間内検査の原則）

第9条 立入検査は、組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、

この限りでない。

(検査の立会い)

第10条 立入検査に当たっては、理事、監事その他の組合等の役員のうち少なくとも1名は、立ち会わなければならない。この場合において、監事、監査役又はこれらに準ずる者は、当該立入検査に立ち会うよう努めなければならない。

(検査の中止等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、検査の着手を延期し、停止し、又は中止することができる。

- (1) 前条前段に規定する者が立ち会うことができないとき。
- (2) 検査すべき物件の大部分が検査の場所に現存せず、速やかにこれを備えさせることができないとき。
- (3) 検査すべき帳簿又は書類の記載が甚だしく不備のため、業務又は会計の状況を知ることが困難であるとき。
- (4) 検査の拒否、妨害又は忌避により、検査を実施することが困難であると認めるとき。
- (5) 天災その他重大な事故のために、検査の実施が不能となったとき。

(取引先等への協力の求め)

第12条 検査従事職員は、検査上特に必要がある場合においては、組合等の組合員、会員その他の取引先(出資先を含む。)又は退職した組合等の役員若しくは職員その他の関係者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(重要事項についての説明等)

第13条 検査従事職員は、検査によって組合等の業務又は会計について重要事項が明らかとなったときは、理事、取締役その他の組合等の責任者に対し、当該事項について説明又は文書の提出を求めるものとする。

(検査終了後の措置)

第14条 検査従事職員は、検査を終了したときは、理事、取締役その他の組合等の責任者の参集を求めて、検査の結果についての講評を行うものとする。

2 検査従事職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の講評の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 前項に規定する者が欠けて講評する必要がないと認められるとき。
- (2) 検査の結果、秘密保持を要し、かつ、知事に報告し指示を必要とする事態が生じたとき。
- (3) 業務又は会計の状況を知ることが困難であるとき、又は相当期間の検討を要し直ちに講評することができないとき。
- (4) その他講評を行うことが適当でない判断したとき。

3 知事は、検査の結果について検査書を組合等に交付するものとする。

(秘密の保持)

第15条 検査従事職員は、検査に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。検査従事職員でなくなった後も、同様とする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(和歌山県農業協同組合検査規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県農業協同組合検査規則(昭和26年和歌山県規則第30号)

(2) 和歌山県農業共済組合等検査規則（昭和28年和歌山県規則第74号）

(3) 水産業協同組合検査規則（昭和40年和歌山県規則第98号）

(4) 和歌山県森林組合検査規則（平成22年和歌山県規則第46号）

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に着手した前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の規定による検査については、なお従前の例による。

別記様式 (第3条関係)

表面

			第	号
検査従事職員証				
所属				
職・氏名				
生年月日			年	月 日
発行年月日			年	月 日
<p>上記の者は、和歌山県農林水産業協同組合等検査規則（令和 8 年和歌山県規則第 3 号）第 1 条に規定する法律の規定による検査に従事する職員であることを証明する。</p>				
和歌山県知事				印

裏面

- 1 立入検査の際にこの証明書を必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなくてはならない。
- 4 検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返納しなければならない。

(注) 用紙の大きさは、縦5cm×横9cmとする。

## 告 示

## 和歌山県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400649	デイサービスセンター南風園	海南市木津233番地の40	生活介護	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和8.3.31

## 和歌山県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字西ノ迫69番1地先から同町大字細川字岡ノ原124番2地先まで	旧	13.72 } 50.58	502.00	
同上	新	17.29 } 108.19	454.97	

## 和歌山県告示第205号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字細川字西ノ迫69番1地先から同町大字細川字岡ノ原124番2地先まで

供用開始の期日 令和8年3月24日

## 和歌山県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字市原359番地先から同町周参見字市原370番2地先まで	旧	6.54 } 10.54	162.94	
西牟婁郡すさみ町周参見字市原359番地先から同町周参見字市原382番1地先まで	旧	12.80 } 24.15	228.16	
西牟婁郡すさみ町周参見字市原359番地先から同町周参見字市原370番2地先まで	新	6.54 } 10.54	162.94	
西牟婁郡すさみ町周参見字市原359番地先から同町周参見字市原382番1地先まで	新	10.39 } 55.92	385.88	

#### 和歌山県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字平石198番3地先から同町大字那智山字平石196番4地先まで	旧	3.14 } 11.45	37.37	
同上	新	4.80 } 13.06	36.44	

#### 和歌山県告示第208号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字田中臺479番1地先から同市吉原字田中臺479番1地先まで

供用開始の期日 令和8年3月24日

### 和歌山県告示第209号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線 湯浅広港湯浅停車場線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
有田郡湯浅町大字湯浅字南道1052番6地先から同町大字湯浅字南道1075番2地先まで	130.00	上下線

### 和歌山県告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下

「コンソーシアム」という。) にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(3)に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)に規定する資格審査調書

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

- (4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年3月27日（金）午前9時から同年4月10日（金）午後5時までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年4月1日（水）から同月15日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和8年4月15日（水）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3210

電子メールアドレス e0808001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年5月8日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 和歌山県告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る端末等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内

に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 複数拠点で構成されるWAN (Wide Area Network) システムのネットワーク機器及び端末装置を構築(再構築を含む。)した実績を有すること。

(イ) 100台以上のネットワーク機器及び500台以上の端末装置を構築(再構築を含む。)した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 端末装置及びネットワーク機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にシステムの開発、改良、運用、保守のいずれかを有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち端末等更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
  - (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (サ) 申請者に端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
  - (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
    - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
    - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類については端末等更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
  - (イ) 事業経歴書
  - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目
  - (カ) 誓約書
  - (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
  - (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
  - (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (コ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - (サ) 申請者に端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
  - (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
    - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
    - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
  - (ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1) のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。

(3) 資格審査申請書類及び仕様書の交付方法等については、次のとおりとする。

ア 資格審査申請書類の交付方法

(1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。

イ 仕様書の交付方法

仕様書に係る誓約書を5に掲げる場所に持参又は郵送した者に対してのみ交付するものとし、その用紙は、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロード又は5に掲げる場所で交付を受けること。

なお、電子メールによる交付を希望する者は、その旨を仕様書に係る誓約書に記載すること。

ウ 交付期間

令和8年3月24日（火）から同年5月13日（水）までの間

ただし、5に掲げる場所において交付を希望する場合は、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間で交付を受けることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 3の(1) に掲げる申請書類（（ク）に掲げる書類を除く。）

令和8年3月24日（火）から同年4月13日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1) のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月13日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 3の(1) に掲げる申請書類（（ク）に掲げる書類に限る。）

令和8年3月24日（火）から同年4月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月6日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所等

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

## 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年4月27日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年5月1日（金）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年5月11日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第6号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
有限会社岩出カースクール	岩出カースクール	代表者の氏名	平川裕二	平川健次	令和8.2.1

## 和歌山県公安委員会告示第7号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

名称	運転免許取得者等検査に使用する施設	変更事項	新	旧	変更年月日
有限会社岩出カースクール	岩出カースクール	代表者の氏名	平川裕二	平川健次	令和8.2.1

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年3月24日

和歌山県警察本部長 壺岐 恭秀

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達役務の名称

交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務

## (2) 調達役務の内容

交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

## 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
  - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
  - 次の（ア）、（ク）及び（サ）から（ス）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（ケ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（コ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
  - また、（イ）から（キ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (コ) 2の(1)の(カ)に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)の(ア)又は(イ)に掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年3月24日（火）から同年5月13日（水）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類を除く。）

令和8年3月24日（火）から同年4月13日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ウ)、(オ)及び(キ)の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月13日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

- (2) 3の(1)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類に限る。）

令和8年3月24日（火）から同年4月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月6日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所等

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-7824

メールアドレス e8402001@pref.wakayama.lg.jp

## 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年4月27日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年5月1日（金）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年5月11日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

---

## 公 告

---

### 入 札 公 告

住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和8年度から令和13年度まで
- (2) 業務の名称  
住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 業務担当部局  
和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）
- (5) 業務の期間  
契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第210号に規定する住宅管理システム更新及び機器等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館10階  
建築住宅課
- (2) 期間  
令和8年3月24日（火）から同年5月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の(2)と同じ。

イ 仕様書

令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年3月27日（金）午前9時から同年4月10日（金）午後5時までの間に建築住宅課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部会議室

イ 入札日時

令和8年5月12日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年5月12日（火）午前9時30分までに建築住宅課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

## 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、建築住宅課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない建築住宅課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

建築住宅課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3210

電子メールアドレス e0808001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Renewal of housing management system and lease of equipment
- (2) Time limit for tender :  
2:00 p.m. 11 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 May 2026)
- (3) Contact point for the notice :  
Construction and housing Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-3210  
e-mail e0808001@pref.wakayama.lg.jp

---

**入札公告**

紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年3月24日

和歌山県知事 宮崎 泉

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和8年度から令和13年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量  
紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間  
ア 紀州NET端末機器等更新委託業務  
契約日から令和9年3月31日（水）までの間  
イ 紀州NET端末機器等賃貸借業務  
令和9年1月1日（金）から令和13年12月31日（水）までの間
- (4) 調達役務の内容  
紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所  
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第211号に規定する紀州NET端末機器等更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間等

- (1) 場所  
和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）  
和歌山市西46番地1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-476-0110（代表）

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年3月24日（火）から同年5月13日（水）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年3月24日（火）から同年5月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）。

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書その他関係書類及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書その他関係書類を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) 仕様書を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

3の(1)の場所に仕様書に係る誓約書を持参又は郵送した者に対してのみ交付する。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に情報管理課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和8年5月14日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年5月13日（水）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年5月13日（水）午前9時から同月14日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

## 要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Information System, "Kishu NET" terminal, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 14 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 13 May 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Wednesday 13 May 2026 to 9:45 a.m. Thursday 14 May 2026)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

---

## 諸 報

---

### 入札公告

交通規制管理システム更新委託及び貸貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年3月24日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

交通規制管理システム更新委託及び貸貸借業務 一式

(3) 履行期間

- ア 交通規制管理システム更新委託業務  
契約日から令和9年3月31日（水）までの間
- イ 交通規制管理システム賃貸借業務  
令和9年1月1日（金）から令和13年12月31日（水）までの間
- (4) 調達役務の内容  
交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所  
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
令和8年和歌山県警察本部告示第3号に規定する交通規制管理システム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間等
- (1) 場所  
和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）  
和歌山市西46番地1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-473-7824  
メールアドレス e8402001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) 期間  
令和8年3月24日（火）から同年5月13日（水）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年3月24日（火）から同年5月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）
- (3) 方法  
和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け
- 4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。
- ア 方法  
和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付
- イ 期間  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年3月24日（火）から同年4月7日（火）まで（同年3月24日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に交通規制課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室8
- イ 入札日時  
令和8年5月14日（木）午後2時

- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年5月13日（水）午後5時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和8年5月13日（水）午前9時から同月14日（木）午後1時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所  
5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal and equipment lease of Traffic Regulation Management System

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. Thursday 14 May 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Wednesday 13 May 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Wednesday 13 May 2026 to 1:45 p.m. Thursday 14 May 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp